



一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 規則

- 役員選任規則
- 委員会規則
- 会計規則
- 会費規則
- 総会運営規則
- 支部規則
- 慶弔見舞規則
- 旅費規則

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 役員選任規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第41条の規定に基づき、役員等の選任について本規則を定める。

(定義)

第2条 本規則において役員とは、定款第14条に定める会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事とする。

2 本規則において役員等とは、前項に定める役員及び定款第19条に定める顧問とする。

第2章 理事候補者の資格基準

(理事候補者の資格基準)

第3条 理事の候補者は、定款第6条第2項に定める正会員でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款15条第3項に定める理事の候補者は正会員に限らない。

第3章 役員候補者の決定

(理事候補者)

第4条 支部規則に定める支部は、当該支部の支部総会において選任される者を、本会の理事候補者として会長に推薦する。

2 支部は、理事会の決議により、前項の候補者とは別に理事候補者を会長に推薦することができる。

3 会長は、前2項の推薦があった理事候補者と、自ら推薦する理事候補者を理事会に報告する。

4 前項において、会長が自ら推薦する理事候補者を決定するときは、他の役員等と協議を行う。

5 理事会は、会長からの報告をもとに理事候補者を決定し、総会に提案する。

(監事候補者)

第5条 監事候補者は、会長が他の役員と協議の上決定し、理事会に報告する。

2 理事会は、会長からの報告をもとに監事候補者を決定し、総会に提案する。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者)

第6条 会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者は、会長が他の役員と協議の上決定し、理事会に報告する。

2 理事会は、会長からの報告をもとに前項の候補者を決定し、総会ならびに当該総会

で選任される理事に報告する。

第4章 役員等の選任

(理事および監事の選任)

第7条 本会の理事および監事は、定款第15条第1項に定めるとおり、総会において選任する。

- 2 前項の総会が理事および監事の選任をするときは、第4条第5項および第5条2項の提案を受けなければならない。

(会長および副会長の選任)

第8条 前条の総会で選任された理事は、その選任後直ちに理事会を開催し、定款第15条第4項に定めるとおり、会長および副会長を選任する。

- 2 前項の理事会が会長および副会長の選任をするときは、前項の理事は第6条2項の報告を受けなければならない。
- 3 前2項の理事会は、会長および副会長の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前条の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(専務理事、常務理事の選任)

第9条 第7条で選任された理事は、理事会を開催し、定款第15条5項に定めるとおり、専務理事および常務理事を選任することができる。

- 2 前項の理事会が専務理事および常務理事の選任をするときは、前項の理事は第6条2項の報告を受けなければならない。
- 3 前2項の理事会は、専務理事および常務理事の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前条の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(顧問の選任)

第10条 定款19条で定める顧問は、第8条で選任された会長が、理事会の決議を経て委嘱する。

第5章 附 則

(施行期日)

- 1 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

(改廃)

- 2 本規則の改廃は、定款第41条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(変更)

- 3 本規則に定めるもののほか、役員等の選任に関し必要な事項は理事会において定める。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 委員会規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第41条の規定に基づき、定款30条2項に定める委員会の規約として以下のとおり本規則を定める。

(区分)

第2条 委員会は、常設委員会、特別委員会に区分する。

第2章 常設委員会

(設置)

第3条 本会は、会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって理事会の決議を経て、主管事項別に常設委員会を設置する。

(種類)

第4条 本会は、主管事項に従い、常設委員会を次のとおり設置する。

- 一 企画環境委員会
- 二 教育委員会
- 三 組織委員会
- 四 地球環境・社会貢献委員会
- 五 財務委員会
- 六 広報委員会

(主管事項)

第5条 本会は、常設委員会の主管事項を次のとおり定める。

- 一 企画環境委員会 本会の事業及び募集環境整備、業界全般に関する諸問題の調査、研究、答申及び推進
 - 二 教育委員会 本会の教育事業に関する調査、研究、答申及び推進
 - 三 組織委員会 本会の組織に関する諸事項の調査、研究、答申及び推進
 - 四 地球環境・社会貢献委員会 本会の地球環境・社会貢献問題の統括と運動の推進に関する調査、研究、答申及び推進
 - 五 財務委員会 本会の財産増減の管理・会費入金の迅速化・その他財政問題・収益事業に関する調査・研究・答申及び推進
 - 六 広報委員会 本会の各種会議の書記・ニュース・広報誌の発行・ノベルティの発行・ホームページの管理・調査・研究・答申及び推進
- 2 前項に定める主管業務のうち、具体的対応、陳情、折衝、実施に関する業務は、

理事会の承認を経てこれを行う。

(構成)

第6条 常設委員会の構成は、それぞれ委員35名以内とし、うち1名を委員長とする。

2 委員のうち2名以内を副委員長とすることができる。

(職務と権限)

第7条 委員長は、常設委員会を代表し、常設委員会を招集してその議長となる。ただし常設委員会の招集には会長の承認を得なければならない。

2 委員長は、常設委員会の主管事項について、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

4 委員は、常設委員会に出席し、委員会の主管事項を遂行する。

(選任)

第8条 委員は、支部の推薦に基づいて理事会において選任する。

2 委員は、定款6条に定める正会員及び一般会員の中から選任する。

3 前項の規定にかかわらず委員2名以内を会員以外から選任することができる。

4 支部は、理事会からの要請に応じて委員候補者を推薦しなければならない。

5 委員長は、理事会の決議を経て、会長が委員の中から選任する。

6 副委員長は、委員の互選、又は会長の指名で、委員の中から選任する。

(任期)

第9条 委員の任期は1期2年とし、本会役員の改選が行われる総会終了時に始まり、2年後の総会終了時に終わる。ただし、最初の委員の任期は、平成21年度の事業年度に関する定時総会終了時までとする。

2 委員が任期中に欠員となったときは、欠員となった委員の所属する支部の推薦に基づき理事会が補充の委員を選任する。

3 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 委員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為があったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、理事会の決議によりその委員を解任することができる。

(代理者)

第11条 委員は、常設委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ委員長の承認を得た場合はこの限りではない。

(議決)

第12条 常設委員会の審議は、出席した委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

- 第13条 委員長は、常設委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。
- 2 議事録の作成は、委員長の指名で出席した委員に委託することができる。

第3章 特別委員会

(設置)

- 第14条 会長は、定款第2条に定める目的を達成し、定款第3条に定める事業を展開するため必要と認めるときは、特定の事項につき会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって、理事会の決議を経て、特別委員会を設置することができる。
- 2 会長は、前項の特定の事項につき特別委員会がその職務を完了したと認めるときは、理事会の決議を経て、これを解散する。

(構成)

- 第15条 特別委員会の構成は、特別委員若干名とし、うち1名を特別委員長とする。
- 2 特別委員のうち若干名を特別副委員長とすることができる。

(職務と権限)

- 第16条 特別委員長は、特別委員会を代表し、特別委員会を招集してその議長となる。ただし特別委員会の招集には会長の承認を得なければならない。
- 2 特別委員長は、特別委員会の担当する職務について、会長の承認を得て、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。
 - 3 特別副委員長は、特別委員長を補佐し、特別委員長に事故があるときは、その職務を代理し、特別委員長が欠員のときはその職務を行う。
 - 4 特別委員は、特別委員会に出席し、特別委員会の主管事項を遂行する。

(選任)

- 第17条 特別委員は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 2 支部は、会長からの要請があったときは、特別委員候補者を推薦しなければならない。
 - 3 特別委員長は、理事会の決議を経て、会長が特別委員の中から選任する。
 - 4 特別副委員長は、特別委員の互選、又は会長の指名により、特別委員の中から選任する。

(任期)

- 第18条 特別委員の任期は特別委員会の設置期間とする。
- 2 特別委員が任期中に欠員となったときは、会長が理事会の決議を経て、補充の特別委員を選任する。
 - 3 補充の特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

- 第19条 特別委員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為が

あったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、理事会の決議によりその特別委員を解任することができる。

(代理者)

第20条 特別委員は、特別委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ特別委員長の承認を得た場合はこの限りではない。

(議決)

第21条 特別委員会の審議は、出席した特別委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第22条 特別委員長は、特別委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

2 議事録の作成は、特別委員長の指名で出席した特別委員に委託することができる。

第4章 附 則

(施行期日)

1. 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

(改廃)

2. 本規則の改廃は、定款第41条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 会計規則

第1章 総則

(総則)

- 第1条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第41条の規定に基づき、以下のとおり会計規則（以下「本規則」という。）を定める。
- 2 本規則は、本会財産の増減・移動を迅速かつ正確に処理し、年度末における財産の状況を正確に表示し、もって本会の健全な発展と運営に資することを目的とする。

(一般原則)

- 第2条 本会は、法令等の定めにより、次に掲げる原則に従って、予算書・会計帳簿及び計算書類（損益計算書・貸借対照表をいう。以下同じ。）及びその附属明細書を作成する。
- 一 収入及び支出は、予算書に基づいて行わなければならない。
 - 二 会計帳簿は、複式簿記の原則に従い、正しく記帳されなくてはならない。
 - 三 計算書類は、会計帳簿に基づき、財務状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
 - 四 会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。ただし、法令等の改変が行われたときは、この限りではない。

(会計年度)

- 第3条 本会は、定款35条に定められた事業年度の規定に従い、会計年度を毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間と定める。

(会計区分)

- 第4条 本会は、特定の事業の会計を処理するため、必要と認めたときは、特別会計を設けることができる。

(会計事務責任者)

- 第5条 本会の会計責任者は、専務理事の担当とする。

(帳簿等の保存期間)

- 第6条 本会の会計に関する帳簿・伝票及び書類の保存期間は、次の通りとする。
- 一 予算書類・計算書類・附属明細書・監査報告書 永久保存
 - 二 会計帳簿 10年
 - 三 会計伝票・証憑書類 10年
 - 四 その他の会計書類 3年

第2章 予算

(予算制度)

第7条 本会の業務及び会計は、予算制度による。

(予算の期間)

第8条 本会の予算期間は、第3条に定める会計年度と同一とする。

(予算の作成)

第9条 本会の予算は、当該会計年度の事業計画とそれに関して見込まれるすべての収入及び支出を、計数的に的確かつ明瞭に表示しなければならない。予算の基本方針は、理事会が決定する。

- 2 借入金がみこまれるときは、その金額・期間を予算書に明記しなければならない。
- 3 予算作成の責任者は、予算関係原案を当該会計年度開始以前に、会長に提出しなければならない。
- 4 予算書の様式は、これを別に定める。
- 5 作成された事業計画案と予算案は、理事会の決議を経た後、総会の承認を得て成立する。

(予算の執行)

第10条 本会の業務は、予算の執行によって推進される。

- 2 予算の執行者は会長とし、第5条の会計責任者は、予算の適正な管理及び実績把握・成果検討に関し、会長に対し責任を負う。
- 3 予算の執行にあたっては、各科目の予算金額を相互に流用することができない。
- 4 会長は、各科目の予算額の変更に関し、理事会の承認を得てこれを行うことができる。
- 5 会長は、予算に計上された予備費の使用を行うことができるが、事前または事後において、理事会の承認を得なければならない。
- 6 前条の規定にかかわらず、会長は、総会において事業計画、予算が決定するまでの間、経常的事業の運営に伴う事業費及び事務所費の支出を行うことができる。

第3章 勘定科目及び会計帳簿

(勘定科目)

第11条 勘定科目は、一般に公正妥当な会計慣行に従い、これを別に定める。

(会計伝票)

第12条 すべての取引は、会計伝票によりこれを処理し、会計帳簿は、会計伝票に基づき記帳する。

- 2 会計伝票の種類は、入金伝票、出金伝票、振替伝票とし、その様式は別に定める。

(会計帳簿)

第13条 会計帳簿は、これを主要簿及び補助簿とする。

2 主要簿とは、次に掲げるものをいう。

- 一 仕訳帳
- 二 総勘定元帳

ただし、仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿とは、次に掲げるものをいう。ただし、それらは、必要に応じ備えるものとする。

- 一 現金出納帳
- 二 預金出納帳
- 三 収支予算の管理に必要な帳簿
- 四 固定資産台帳
- 五 会費明細帳

4 会計帳簿は、一般に公正妥当な会計慣行に従い、これを作成する。

(帳簿の照合)

第14条 補助簿の金額は、定期的に総勘定元帳上の関係勘定科目の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として第3条に定める会計年度毎に更新する。

第4章 金銭会計

(金銭の範囲)

第16条 本規則で金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは通貨のほか、手元にある小切手・為替証書などをいう。

(保管)

第17条 第16条に定める金銭は、一般に安全とされている方法をもって保管しなければならない。

(出納責任者)

第18条 金銭出納者は、専務理事とする。

(領収書の発行)

第19条 金銭を収納した時は、本会所定の領収証を発行しなければならない。ただし、銀行振込・振替・口座振替などによる収納の場合は、納入者からの要請がある場合を除き、これを省略することができる。

(収納金の処置)

第20条 収納した金銭は、出納責任者が特に認めた場合のほか、原則として銀行等に預け入れなくてはならない。

(支払)

第21条 金銭の支払は、支払先よりの請求書又はこれに準ずる書類に基づき、出納責任

者の承認を得て、これを行うものとする。

- 2 支払は、原則として、銀行振込又は横線小切手によりこれを行う。ただし、職員に対する支払および少額のものについては、この限りではない。

(領収書の受領)

第 22 条 金銭の支払については、支払先より必ず適正な領収証を受領し、これを確認しなければならない。ただし、銀行振込・為替利用などによる支払の場合は、出納責任者が特に必要と認める場合を除き、これを省略することができる。

(手持現金)

第 23 条 出納責任者は、日々の現金支払にあてるための手持現金を置くことができる。

- 2 手持現金の保有は必要最低限の額とし、理事会で定める。

(特別措置)

第 24 条 本章に定めのない金銭上の措置については、すべて出納責任者の指示により、これを行うものとする。

第 5 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 25 条 本規則でいう固定資産とは、有形固定資産のうち使用可能期間が 1 年以上で、かつ取得価格が 100,000 円以上のものをいう。

- 2 電話加入権などの無形固定資産は、すべて固定資産として処理する。

(固定資産の管理)

第 26 条 会計事務責任者は、固定資産台帳を備え、固定資産に関する保全・移動等に関する管理の記録を行わなくてはならない。固定資産の管理責任者は会計事務責任者である。

- 2 会計責任者は、毎年度末又は随時、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足・要修理等の現状につき、会長に報告しなければならない。

(減価償却)

第 27 条 固定資産については、土地・電話加入権などを除いて、毎年度末、減価償却をおこなうものとする。

第 6 章 決算会計

(決算の時期)

第 28 条 本会は、第 3 条に定める会計年度終了後直ちに決算を行い、当該年度の収支を計算するとともに、その期末の財務状態を明らかにする。

- 2 当該年度各月末においては、次の諸表を作成する。
 - 一 損益計算書
 - 二 貸借対照表

三 附属明細書

(年度末決算)

第 29 条 会計事務責任者は、毎会計年度の末日をもって、第 2 条に定める計算書類並びにその他の必要書類を作成し、会長に提出しなければならない。

2 当該年度に第 4 条に基づく特別会計を設けた場合には、当該特別会計についても、前項同様、それに対する計算書類並びに附属書類を作成し、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前二項の書類を、監査を受けるため監事に提出し、監査終了後監査報告書とともに理事会の承認を経て、通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

第 7 章 附 則

(施行期日)

1. 本規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(変更)

本規則の改廃は、定款第 41 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 会費規則

平成 25 年 5 月 24 日 改正

平成 28 年 5 月 20 日 改正

令和 3 年 7 月 6 日 改正

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第 41 条の規定に基づき、定款第 8 条に定める入会金及び会費に関して以下のとおり規則を定める。

第 2 章 入会金及び会費の額

(入会金・会費の額の決議機関)

第 2 条 本会の入会金及び会費の額は、定款 23 条の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

(入会金の額)

第 3 条 入会金の額は、定款第 6 条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 正会員 10,000 円
- 二 一般会員 0 円
- 三 賛助会員 10,000 円

(会費の額)

第 4 条 会費の額は、定款第 9 条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

一 正会員

- ①募集資格登録人数 2 名以下代理店 年額 20,000 円
- ②募集資格登録人数 3～4 名 代理店 年額 40,000 円
- ③募集資格登録人数 5～9 名 代理店 年額 60,000 円
- ④募集資格登録人数 10 名以上代理店 年額 80,000 円

但し、修理工場については代理店賠償に加入しない場合に限り、
正会員費を年額 20,000 円とする。

登録・届出募集人数は、本事業年度の 4 月 1 日における人数とする。

- 二 一般会員 年額 10,000 円
- 三 賛助会員 年額 1 口 10,000 円（4 口以上、上限なし）

第 3 章 入会金及び会費の納入方法

(入会金・会費の納入方法の決議機関)

第 5 条 本会の入会金・会費の納入方法は、定款 23 条の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

(入会金の納入方法)

第6条 入会金の納入方法は、会員となろうとする者が入会申込書の提出とともに、現金または振込の方法で納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

(会費の納入方法)

第7条 会費の納入方法は、本会からの請求に従って、口座引落としまたは振込の方法で納入するものとする。

なお、会費納入方法は、前期5月(50%)、後期11月(50%)の2分割とする。

- 2 中途加入の場合の年会費は、会長の承認を受けた翌月からの月割りとする。なお、100円未満は切り捨てとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

(会費の納入期限)

第8条 会費の納入期限は、前条1項の請求で定めた日とする。

(会費の滞納)

第9条 前条の納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しないときは、本会から会員に対して期限を定めて督促を行う。

- 2 前項の督促期限を経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しないときは、当年度の12月15日を再度の期限と定めて督促を行う。ただし、12月15日までに未納となっている会費の一部が納入されたときは、再度の期限は翌年の3月31日まで延長される。
- 3 前項の再度の期限を経過してもなお会費が納入されない場合を滞納とする。ただし、滞納の認定にあたっては理事会の決議をもって滞納者と認定する。
- 4 滞納者は、滞納会費を完納しなければならない。

第4章 退会

(退会)

第10条 会員が退会する場合において、理由の如何に関わらず納入済の会費については返還しないものとする。

第5章 附 則

(施行期日)

1. 本規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(改廃)

2. 本規則の改廃は、定款第 41 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(変更)

3. 前項の規定にかかわらず、第 3 条及び第 4 条に定める入会金・会費の額、第 6 条及び第 7 条に定める納入方法は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(移行入会)

4. 第 3 条の規定にかかわらず、愛媛県損害保険代理業協会の会員であった者が本会に移行入会するときは入会金を不要とする。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 総会運営規則

第1章 総則

(総則)

第1条 本会は、総会の運営に関し、定款第41条の規定に基づき、本規則を定める。

(出席会員)

第2条 総会に出席する正会員は、受付でその確認を受けなければならない。

2. 総会出席の意思表示の無かった正会員は、出席することができない。

(入場)

第3条 総会に出席する正会員は、定められた時刻までに入場しなければならない。

2. 総会に出席する正会員は、会長が総会成立宣言を行った後は、特別の理由がない限り入場することができない。

第2章 委任状

(総会招集通知票及び委任状の配布)

第4条 総会招集通知票及び委任状用紙は、事務局にて作成し、直接正会員に配布する。

(委任状)

第5条 委任状は、すべて第4条の用紙による。

(委任状の取扱い)

第6条 会長は、総会日の10日前までに、委任状取付け状況並びに委任状持参正会員の氏名、及びその持参委任状の見込み数、最終取付け見込み数の報告を事務局に対し行うものとする。

2. 前項の報告日現在取付け済みの委任状は、直ちに事務局に発送するものとする。
3. 報告日以降取付けた委任状は、支部長又は受任者が持参し、総会開始の2時間前までに受付に提出するものとする。
4. 前1, 2, 3項の規定は、代理人氏名を記載した委任状についても準用する。
5. 支部長又はその代理人が、やむを得ない理由により出席できない場合は、その取付け済み委任状を総会日の3日前までに、事務局必着で送付するものとする。
6. 事務局は、開会直前に出席正会員数並びに提出された委任状数を会長に報告するものとする。
7. 事務局は、委任状持参正会員の氏名及びその数の明細を作成し、議長に提出す

るものとする。

第3章 議事進行

(議事進行)

第7条 総会の議事は、予め印刷配布された議事日程に従い進める。

(開会宣言)

第8条 会長は、総会の成立要件が満たされたとき、その数を報告し、成立の旨を述べ、開会を宣言する。

(議長選出)

第9条 会長は、定款第22条の規定に従い、議長の選任を総会にはかるものとする。

(副議長)

第10条 議長が必要と認めたときは、副議長を指名し、総会に報告してその承認をもとめるものとする。

2. 副議長は、議長から要請があるときは、議長を代行するものとする。

(議長権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持しなければならない。

2. 議長は、定款及び本運営規定の定めるところに従い、総会の進行をはかる。

3. 議長は、議事の進行上必要と認めた場合は、発言者の発言時間を制限し、又は、発言者の人員、回数を規制する等の措置をとることができるものとする。

4. 議長は、議案を表決に付し、その結果を発表し、可否の別を明確に宣言しなければならない。

5. 議長は、正会員、傍聴者、記者の中で、総会の進行を妨害する者に対し、退場を命ずることができる。

(議事録署名人)

第12条 議長は、定款第25条第2項の規定に従い、議事の開始にあたり、総会の承認を経て議事録署名人2名以上を指名するものとする。

(議案の説明)

第13条 議長は、議案の説明につき、必要に応じ説明者を指名する。

(発言)

第14条 議案に関し質問し又は意見を述べようとする者は、挙手をし、議長の承認を得なければならない。

2. 本規定第16条(動議)のほか、発言はすべて議題及び提案内容の範囲内に限定するものとする。

3. 前項の規定に従い、発言する者は起立し、所属支部、氏名を告げ、発言内容を述べるものとする。

(修正案)

第 15 条 提出議案に関する修正案が提出されたときは、議長はその採否を表決に付するものとする。

2. 同一議案に関し採択された修正案が 2 つ以上あるときは、原議案と最も異なるものから順次表決に付するものとする。

(動議)

第 16 条 議長は、開会の直後、動議の存否を確かめなければならない。

2. 動議の提出があるときは、定款第 23 条第 1 項の規定に従い、議長はその動議の採否を表決に付さなければならない。
3. 否決された動議は、同一総会において再提出することはできない。

(表決の方法)

第 17 条 議長は、定款第 24 条の規定に従い表決を行う。

2. 表決は、発声、拍手、起立、投票の何れかによるものとし、その何れによるかは、議長が議案並びにその審議の状況に応じ、これを定める。
3. 議長が議案を表決に付する旨宣言した後は、その議題について、一切発言することができない。ただし、表決の方法に関する発言はこの限りでない。
4. 投票は記名式投票とし、事務局が用意した投票用紙により行う。この場合、議長は会場の閉鎖を命じることができる。
5. 前項の投票に際しては、議長は立会人 2 名以上を指名し、その厳正を期さなければならない。
6. 議長が表決の結果を宣言した後は、その議題につき異議、又は再審議等の申し立てを行うことができない。ただし、表決の内容に錯誤が認められたときはこの限りでない。

(出席者の義務)

第 18 条 総会の出席者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議長の承認のない限り、乱りに文書類を配布してはならない。
- (2) その他、総会の運営に障害となる行為をしてはならない。

第 4 章 附 則

(施行期日)

1. 本規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- (改廃)
2. 本規則の改廃は、定款第 41 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならぬ。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 支部規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という）は、定款第41条の規定に基づき、支部規則（以下「本規則」という。）を定める。

(位置付け)

第2条 本会は、支部活動を本会の目的並びに事業を達成するための基本活動と位置付け、その充実と活性化を図る。

第2章 支部

(設置する支部)

第3条 本会は、次の各支部を設ける。

- 一 松山支部
- 二 南予支部
- 三 今治支部
- 四 東予支部

(支部の新設)

第4条 前条に定める支部の他に支部を設けようとする者は、その理由を付して会長へ申請し、会長は理事会の承認を得て設置することが出来る。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は、理事会の承認を得て支部を新設することができる。

第3章 支部役員

(支部の役員)

第5条 各支部に次の役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 2名以内

(支部役員を選任)

第6条 支部長は、本会の理事の中から理事会において選任する。

2. 支部長を除く支部の役員は、支部長が選任する。

第4章 会議

(会議)

第7条 支部の会議は、原則として年4回以上を開催することとする。

2. 支部長は、支部の議事について議事録を作成し、その都度会議の内容を本会に報告する。

(支部委員会)

第8条 支部は、支部長の諮問にこたえ、本会活動の促進、本会諸事業の推進を図るため、委員会規則第4条に準拠する委員会を設置する。

- 2 支部の各種委員会は、その主管事項に関し、支部長の諮問にこたえ、委員長は、支部に出席し、審議事項、決議事項を支部に報告し、意見を述べることとする。

(会費)

第9条 支部運営に要する経費は、本会より交付の支部対策費をもって充当する。

第5章 会計

(会計)

第10条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 支部支部長は、会計年度終了後決算内容を文書をもって、本会に報告する。

第6章 附則

(施行期日)

1. 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

(改廃)

2. 本規則の改廃は、定款第41条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 慶弔見舞規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第41条の規定に基づき、本会が行う慶事、弔事に関して本規則を定める。

第2章 適用の範囲

(適用の範囲)

第2条 本規則を適用する範囲は、次に規定する者とする。

- (1) 正会員
- (2) 前号のほか、会長が特に必要と認めた者

(慶祝)

第3条 本会は、第2条に記載された者が、結婚したときは、祝電を送付する。

(弔慰)

第4条 本会は、第2条に記載された者、およびその配偶者、実両親、その他会の運営に功績があった等、会長が必要と認めたものが逝去したときは、その遺族に対して、次のとおり哀悼の意を表する。

- (1) 会員が死亡したときは、弔電の送付と、お供料 10,000 円供える。(ただし、遺族の希望により格が必要なときは、前記金額の範囲内とし、残額をお供料とする。)
- (2) 会員の配偶者及び実両親が死亡したときは、弔電の送付とお供料 5,000 円を供える。
- (3) 会長が必要と認めたものが逝去したときは、弔電の送付と前各号の額を参考に会長が定めた金額のお供料を供える。

(災害見舞金)

第5条 本会は、第2条に記載される者が災害にあったときは、事情に応じ、見舞の金品を贈ることができる。

2. 第1項に定める見舞金品の贈呈は、理事会の申請に基づき、会長が必要と認めた範囲で実施する。

(金額の増減)

第6条 本規則に定める金額は、会長が必要と認めたときは、増減を行うことができる。

第3章 附則

(施行期日)

1. 本規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(改廃)

2. 本規則の改廃は、定款第 41 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会 旅費規則

平成 21 年 11 月 27 日 改正

平成 25 年 3 月 1 日 改正

平成 26 年 9 月 19 日 改正

平成 26 年 11 月 28 日 改正

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 一般社団法人愛媛県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第 41 条の規定に基づき、本会の役員、委員並びに本会の依頼に応じ、本会の業務を遂行するため出張したときの旅費の支払について、本規則を定める。

(出張の経路)

第 2 条 出張の経路は、最も合理的かつ経済的な経路・手段を選択することとする。
ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(旅費の内容)

第 3 条 本規則で定める旅費とは、次の各号をいう。

- (1) 鉄道 運賃
- (2) 船舶 運賃
- (3) 航空 運賃
- (4) 陸 行 費
- (5) 宿 泊 費
- (6) 日 当

第 2 章 旅 費

(鉄道運賃・船舶運賃)

第 4 条 会長、副会長、理事、委員等の運賃は、普通料金とする。

2 自家用車利用の場合は高速料金実費とする。

3 ガソリン代は事務局が距離計算ソフトで計算し、各代理店事務所から目的地までの往復距離×15円で支払う。

(80km以上の方は出来る限り乗り合いで出席する。)

(航空運賃)

第 5 条 航空運賃は、実費を支払う。なお、航空機を利用する場合において、往復割引

運賃が適用されるときは、これにより計算する。また、往復割引運賃に比べ割安な運賃で搭乗したときは、これにより計算する。

(陸行費)

第6条 陸行費とは、出張期間中実際に利用した電車、バス、タクシーその他の乗車賃をいう。

2 陸行費は、本会が必要と認めた実費を支払う。

(宿泊費)

第7条 宿泊料には、宿泊費、税金、サービス料、朝夕食費、その他の雑費を含み、

1 泊 6,000円とし、泊数に乗じて支払う。ただし、対象は県外出張とし四国ブロック協議会は対象としない。

2 交通費と宿泊費がセットされた旅行商品（以下「パック旅行」という。）を利用した場合は、パック旅行費の実費を支払う。ただし、第4条～第7条に定める規定により計算した旅費を限度とする。

(日当)

第8条 日当は、昼食費その他の雑費にあてるものとし、1日2,000円を出張日数に乗じ、支払う。

第3章 雑 則

(旅程)

第9条 旅費は、本会の命により特に迂回する場合を除き、順路により直行したときの費用を支払い、私事のため迂回又は滞在したために要した費用は支払わない。

2 交通杜絶その他やむを得ない事故のため迂回又は滞在した場合、本会は、その事実の証明に基づき承認した範囲内で、旅費の支払を行う。

3 出張中、業務外の理由により負傷し、又は疾病にかかり滞留した場合は、その期間に対する旅費の支払は行わない。ただし、本会が特に必要と認めたときは、本規則に定める旅費の範囲内で、適当と認める額を支払うことができる。

(旅費の加給)

第10条 本会以外の者と同行する場合は、本会が適当と認める額の旅費を支払う。

2 その他特別の事情がある場合は、前項に準じて取扱う。

(旅費の仮受)

第11条 旅費は概算をもって仮受することができる。

2 出張が終了し帰任したときは、5日以内に第1項の仮受を精算しなければならない

ない。

第 12 条 役員会出席の交通費については、開催地支部の役員については支給対象としない。

第 4 章 附 則

(施行期日)

1. 本規則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(改廃)

2. 本規則の改廃は、定款第 41 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。